

公益財団法人寝屋川市保健福祉公社役員等の報酬に関する規則

平成 24 年 3 月 19 日

規 則 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社定款（以下「定款」という。）第 13 条及び第 29 条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬に関し必要な事項を定めるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

評議員とは、定款第 10 条に定める評議員をいう。

役員とは、定款第 23 条に定める理事及び監事をいう。

常勤の役員とは、役員のうち、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社（以下「公社」という。）を主たる勤務場所とし、週 3 日以上公社の業務に従事する者をいう。

非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

理事長とは、定款第 23 条第 2 項に定める者をいう。

報酬とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 公社は、評議員及び役員に対して、次の各号に掲げる報酬を支給することができる。

評議員には、職務遂行の対価として、評議員会への出席の都度、8,000 円を支給する。ただし、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）又は地方公

務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定の適用を受ける者を除く。

常勤の役員には、職務遂行の対価として、公社に勤務する職員の給与に関する規程の規定を準用し、報酬を支給することができる。

理事長には、理事長としての職務執行の対価として、次号において定める報酬とは別に月額 32,000 円を支給することができる。

非常勤の役員には、理事会又は評議員会への出席の都度、8,000 円を支給することができる。ただし、国家公務員法又は地方公務員法の規定の適用を受ける者を除く。

監事には、監査の都度、8,000 円を支給することができる。ただし、国家公務員法又は地方公務員法の規定の適用を受ける者を除く。

- 2 評議員及び役員には、退職手当は支給しない。
- 3 評議員及び役員には、賞与は支給しない。ただし、常勤の役員については、公社に勤務する職員の給与に関する規程の規定を準用し、賞与を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第 4 条 評議員及び役員に対する報酬の支給時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に支給する。

評議員 評議員会を開催した日以後 15 日以内

常勤の役員 公社に勤務する職員の給与に関する規程を準用し、当該規程に定める日

理事長 理事長が指定する日

非常勤の役員 理事会又は評議員会を開催した日以後 15 日以内

監事 監査の実施以後 15 日以内

- 2 報酬は、通貨により本人に支払うものとする。ただし、本人からの申し出があったときは、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 5 条 公社は、この規則をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。